

争議行為の通知

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、愛知県医療介護福祉労働組合連合会から次のように争議行為を行う旨の通知があった。

令和7年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

1 要求事項

- (1) 生活を守る賃金と雇用の確保。全国一律最低賃金制度の実現。生活改善できる一時金の獲得。「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入・拡大反対。不払い労働の根絶。
- (2) 医師、看護師、介護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善。増員とセットでの時短（総労働時間削減、1日7時間以内、勤務間隔12時間以上など）、夜勤交替制労働の実効ある規制の実現。労働条件の改善を保障する需給見通しと増員計画の策定。など

2 日時

令和7年11月6日から問題解決の日まで

3 場所

協立総合病院（名古屋市熱田区五番町4-33）、クリニックレインボー（名古屋市熱田区六番2-16-19）、みなと診療所（名古屋市港区港楽3-7-18）、みなと歯科診療所（名古屋市港区港楽3-7-18）、宝神生協診療所（名古屋市港区宝神3-2107-2）、当知診療所（名古屋市港区小碓2-276）、高畑生協診療所（名古屋市中川区高畑4-189）、蟹江診療所（海部郡蟹江町大字今字下六反田11）、南生協病院（名古屋市緑区南大高二丁目204番地）、よってって在宅診療所・生協えきまえ歯科・メンタルクリニックみなみ（名古屋市緑区南大高二丁目701番地）、星崎診療所（名古屋市南区星崎1-272）、たから診療所（名古屋市南区浜田町1-30）、みなみ歯科診療所（名古屋市南区鳴浜町5-10）、桃山診療所（名古屋市緑区桃山1-54）、有松診療所（名古屋市緑区有松町有松三丁目926）、かなめ病院（名古屋市南区天白町1-5）、富木島診療所（東海市富木島伏見2-25-2）、生協ひまわり歯科（知多市新知東町2-17-10）、北病院（名古屋市北区上飯田南町2-78）、あじま診療所（名古屋市北区楠味鋤3-1001）、北メンタルクリニック（名古屋市北区上飯田北町1-20）、北生協歯科診療所（名古屋市北区上飯田北町1-20）、生協もりやま診療所（名古屋市守山区小幡3-8-10）、名南病院（名古屋市南区南陽通5-1-3）、名南診療所（名古屋市南区内田橋2-9-3）、中川診療所（名古屋市中川区一色新町3-1209-2）、名南ふれあい病院（名古屋市南区豊田5-15-18）、千秋病院（一宮市千秋町塩尻字山王1）、刈谷豊田総合病院（刈谷市住吉町5-15）、刈谷豊田総合病院東分院（刈谷市野田新町1-101）、刈谷豊田総合病院高浜分院（高浜市稗田町3丁目2番地11）、南知多病院（知多郡南知多町大字豊丘字孫廻間86番地）、済生会リハビリテーション病院（名古屋市西区栄生1丁目1-18）

4 概要

救急外来患者・入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全組合員または一部の組合員によるストライキ、その他すべての争議行為を行う。